

夜間保育の概要及び今後の対応について

夜間保育については、現在、認可外保育施設で実施しており、平成 26 年度の子ども・子育て会議において、設置の検討についてご意見を聴取したところであるが、第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、改めて検討する必要があることから、子ども・子育て会議のご意見を伺うもの。

1. 本市の現状

延長保育を除き 19 時以降開所している認可施設はなく、認可外保育施設のみ 19 時以降開所している認可外保育施設（企業主導型保育施設を除く）16 施設 ※平成 31 年 3 月時点

2. 子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査（平成 30 年 11 月実施）の結果

利用したい教育・保育の事業を何時まで利用したいかについて、平日、土曜日、日曜日・祝日それぞれ回答いただいたもの。

		20 時まで	21 時まで	22 時まで	22 時以降
平日	調査結果	1.5%	0%	0.1%	0%
	人数換算	479 人	0 人	32 人	0 人
土曜日	調査結果	0.4%	0.2%	0%	0%
	人数換算	128 人	64 人	0 人	0 人
日曜日・祝日	調査結果	0.9%	0.3%	0%	0%
	人数換算	287 人	96 人	0 人	0 人

※人数換算は、平成 31 年 4 月の就学前児童数 31,907 人に調査結果を乗じて算出

3. 他都市の状況

認可夜間保育所 全国 81 施設（うち中核市：18 市 22 施設）（平成 30 年 4 月 1 日現在）

〔参考 夜間保育所の設置認可〕

- 設置経営主体 児童の保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているもの
- 定員 20 人以上
- 対象児童 夜間、保育に欠ける児童
- 職員 施設長は保育士資格（努力規定）、保育士は最低基準に基づき配置
- 設備及び備品 ①仮眠設備、夜間保育のために必要な設備、備品
②既存保育所に併設する場合、直接児童の用に供する設備は専用、管理部門等は共用可
- 開所時間 原則として概ね 11 時間、おおよそ午後 10 時まで
- 費用の支弁 委託費に夜間保育加算を加えて給付

4 募集経過

(1) 平成 29 年度認可保育所等の設置・運営事業者募集（平成 31 年 4 月開所分）

- ① 事業者からの問い合わせ件数 3 件
- ② 応募件数：1 件
- ③ 施設整備審査会において、保育の質、安全性や安定性が確保できないとして不選定

(2) 平成 30 年度認可保育所等の設置・運営事業者募集（平成 32 年 4 月開所分）

- ① 29 年度の結果を踏まえ、要件見直しのための意見聴取
 - ・保育士確保が難しい状況で、延長保育まで含めた開所時間が長い
 - ・中央地域は土地や建物の取得や固定経費が他地域より高い
 - ・採算の問題（職員給与が昼間より高い、児童数の減少が予想される中での資金計画の見直し）
- ② 意見聴取を踏まえ、29 年度募集からの要件緩和
 - ・募集定員の変更（30 人→21～30 人） ※保育士確保への配慮
 - ・午前 11 時以前の前延長は必須としない ※保育士確保への配慮
 - ・土地や建物について、契約更新のない賃貸借契約も認める
- ③ 事業者からの問い合わせ件数 5 件
- ④ 応募件数：なし

5 募集について問い合わせのあった事業者や市保育園協会へ意見聴取

- 意見の概要
- ・園庭を確保できなかった。
 - ・夜間のシフトにおいて保育士確保が困難であった。
 - ・条件に合った土地の確保が困難であった。
 - ・夜間保育の経験がないところから新たに始めるのは難しいのではないかと。夜間保育を行っている認可外保育施設を整備して認可化するのも方法ではないか。

6 今後の対応（案）

夜間保育所の設置については、保育士の確保や土地の確保など、容易には解決できない課題があることや、内閣府が設置する企業主導型保育施設において、中央地域で午後 10 時まで開所する施設（開所予定を含む）が 2 施設 48 人（うち地域枠 24 人）あり、今後も夜間に開所する施設が増加していく可能性がある。

今後、企業主導型保育施設等の状況を注視しつつ、必要に応じて改めて検討することとし、第 2 期子ども・子育て支援事業計画においては、位置付けないこととする。

19時以降開所している認可外保育施設における、各歳児ごとの利用状況について(一時預かりは除く)

平成31年3月 実績

No.	地域	施設	開所時間	利用児童数																											
				19:01~20:00					20:01~21:00					21:01~22:00					22:01~												
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1	中央	A	9:00~3:00	2	2	2	4	1	2	13	2	2	3	3	1	2	13	2	2	3	3	3	2	12	2	2	3	3	2	12	
2	中央	B	8:00~3:00	9	3	5	4	2	3	26	9	3	5	4	2	3	26	9	3	5	4	2	3	26	9	3	5	4	2	3	26
3	中央	C	7:30~22:30	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	3	4	1	1	1	1	1	3	3	1	1	1	1	1	3	
4	中央	D	24時間	1	1	2	3	3	2	12	1	1	2	2	3	2	11	1	1	2	2	3	2	11	1	1	1	2	2	1	8
5	中央	E	7:30~3:00	1	5	5	5	4	4	24	1	3	4	4	2	3	17	1	2	3	4	2	3	15	1	2	3	4	2	3	15
6	中央	F	7:30~20:00	2	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
7	中央	G	7:30~21:00							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	中央	H	7:30~19:30							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	中央	I	7:30~21:00							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	上町	J	7:30~21:00							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	鴨池	K	7:30~20:00							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	鴨池	L	7:30~21:00							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	鴨池	M	7:00~24:00	2			1			3	2					2	2						2	2							2
14	谷山北部	N	7:00~20:00							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	谷山北部	O	7:30~22:00							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	伊数	P	24時間							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計				18	13	14	19	10	12	86	16	10	14	14	8	10	72	16	9	13	14	7	10	69	16	9	12	14	6	9	66

※「利用児童数J」は、当該時間に利用している児童数を記載(19時から22時以降まで続けて利用している場合、それぞれ計上している。)